

## 障がい者虐待防止の更なる推進について

### 1. はじめに

障がい者虐待の防止をさらに推進するため、運営基準が見直されました。

### 2. 見直しの内容

#### ※令和3年度は努力義務。令和4年度から義務化

##### 《現行》

- 1 従業者への研修実施 (努力義務)
- 2 虐待の防止等のための責任者の設置 (努力義務)

##### 《見直し後》

- 1 従業者への研修実施 (義務化)
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底 (義務化)
- 3 虐待の防止等のための責任者の設置 (義務化)

#### 【参考】

##### ア 「虐待防止委員会」について

「虐待防止委員会」の役割として次の3つがある。

- ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境、条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③ 虐待発生時の事後検証と再発防止策の検討

※「虐待防止委員会」については、事業所単位ではなく法人単位での設置も可能としている。また、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないこととしている。

イ 事業所が定める「虐待防止のための指針」について、定める項目の参考

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- 虐待発生時の対応に関する基本方針
- 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

ウ 「研修の実施」について

- 定期的な研修の実施が必要。職員の新規採用時には必ず実施する。
- 虐待防振の基礎的内容等、適切な知識を普及・啓発を行う。（「指針」を作成した事業所は当該指針に基づき行う。）
- 研修の実施は、施設内で行う職員研修でも、協議会又は基幹相談支援センター等が行う研修に事業所が参加する場合でも可とする。
- 研修を実施した場合も、その内容を記録すること。

エ 「虐待防止担当者」については、サービス管理責任者等を配置する。